

○国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
(法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等)	(新設)	
<p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十 六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクと する。</p> <p>(衛生マスクの転売の禁止)</p> <p>第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生 マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（ 不特定又は多数の者に對し、当該衛生マスクの売買契約の締結 の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスクの 購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない</p>	(新設)	

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(新設)